

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

令和5年度 町県民税申告相談について

2月7日（水）から**完全予約制**による町県民税申告相談を行います。（予約方法の詳細は本誌中面をご覧ください）1月1日現在で朝日町に住所がある方は、朝日町に申告する義務があります。所得税や町県民税を申告すべき方が未申告の場合、未申告加算税などが課せられる場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

所得区分	持参していただくもの
申告者（該当者）	<ul style="list-style-type: none"> ◎マイナンバーカードまたは番号確認書類＋本人確認書類 ◎控除額の証明となるもの（例） <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料控除の証明書（領収書） ・生命保険等の掛金証明書 ・地震保険料や建物共済掛金証明書 ・「医療費控除の明細書」及び領収書 ・障害者手帳（該当者） ・豪雨や豪雪等の災害による修繕の領収書等（支払合計5万円以上） ・寄附金受領証明書（ふるさと納税を含む）
給与所得がある方 （日雇い・アルバイトを含む）	◎給与、報酬、賃金などの源泉徴収票（原本） 日雇い者・アルバイト者で源泉徴収票がない方は、勤務先から収入額の証明書をもらってください。
事業所得がある方 （農業、営業、建設業等）	◎年間の収入、経費を確認できる書類 ・収支内訳書 ・帳簿（収支ノート）、領収書等
不動産所得がある方 （宅地、農地、駐車場、建物等を貸し、賃料や現物提供がある方・電柱等土地使用料をもらっている方等）	◎年間の収入を確認できる書類 ・収支内訳書 ・領収書等 ◎水利費、土地改良区費等の領収書
年金、恩給をもらっている方	年金以外に収入がある方、扶養等の各所得控除をする方は申告が必要です。 ◎年金の源泉徴収票
その他の所得がある方	◎年間の収入、経費を確認できる書類、帳簿、領収書等

○農業または営業の方は「収支内訳書」や「収支ノート」を記載してきてください。

○医療費控除の際は「医療費控除の明細書」を必ず添付する必要がありますので、必ず持参ください。（詳細は本誌中面をご覧ください）

【第26回朝日町小中学校児童生徒ひめさゆり俳句大会】 守谷茂泰氏 選
銅賞「打上げだ色とりどりの光の種」 朝日中2年 佐藤優愛
銅賞「窓の外入道雲が覗いてる」 朝日中3年 山賀康平
佳作「ひやけしてくっきいみたいおいしそう」 宮宿小1年 ながおかいちか

寒河江税務署からのお知らせ 『確定申告はスマホで!』

▶自宅から確定申告書の作成・提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。作成した申告書は、e-Tax や郵送で提出をお願いします。

○郵送による提出先

〒990-8601 山形市大手町1番23号

山形税務署内 仙台国税局業務センター山形分室
(寒河江署分) 宛

▶確定申告書作成会場の開設

○会場：寒河江税務署1階

○期間：2月16日(金)～3月15日(金)

(土・日、祝日を除く)午前9時～午後4時受付

※会場では、ご自身のスマホやタブレットを使用して申告書を作成していただきます。スマホ等及びマイナンバーカード(カード発行時に設定した暗証番号を含む)をお持ちの方はご持参ください。

※入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、LINEによる事前発行と会場での当日配付があります。なお、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

※不動産の売却や贈与税に係る申告相談は、2月中は火・木曜日、3月中は火曜日をお願いします。

▶申告期限及び納付期限

○所得税及び復興特別所得税、贈与税

3月15日(金)

○消費税及び地方消費税(個人事業者)

4月1日(月)

▶問合せ先

国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901
音声案内後0番(確定申告のご相談)へ

産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が減額になります

▶対象者

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方。妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)

▶受付期間

出産予定日の6か月前から届出ができます。

※出産後の届出も可能です。

▶国民健康保険税の減額

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月までの4か月相当分が減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額。

※減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

※社会保険への加入等で、国民健康保険の被保険者でなくなった場合には、同時に減額措置も終了となります。

※令和6年1月から施行となる措置のため、令和5年度においては産前産後期間のうち1月以降の期間の分だけ、減額されます。

▶届出に必要な書類

届出書、母子手帳

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

- 【第 26 回 朝日町小中学校児童生徒ひめさゆり俳句大会】 守谷茂泰 氏 選
佳作「すいかわりパカッとわれたルビーのほうせき」 大谷小 3 年 白田 結凜
佳作「友達と語りあかした熱帯夜」 西五百川小 5 年 白田 光馬
佳作「ヒマワリはぼくの身長こしていく」 宮宿小 5 年 浅岡 京

各種控除等について

○ふるさと納税等の寄附金控除を受けられる方

<ふるさと納税ワンストップ特例制度について>

確定申告の不要な給与所得者等が、寄附先自治体に申告特例申請書を提出している場合、翌年度の個人住民税所得割額から、所得税の控除相当額と住民税の控除額が税額控除されます。

ただし、申告特例申請書を提出していても、下記に該当する場合は制度対象外となります（確定申告が必要です）。

- ①寄附先の自治体が6団体以上ある
- ②確定申告（住民税申告を含む）を行う必要がある自営業者等
- ③給与以外の所得（不動産所得、配当所得、一時所得、土地建物の譲渡所得等）がある
- ④医療費控除や住宅ローン控除の適用を受けるため確定申告をする など

○住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅を新築、購入または増改築等し、住宅借入金等特別控除を受けられる方は、次の書類を準備し確定申告をされるようお願いいたします。

初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方は適用対象となる要件等がありますので、寒河江税務署での申告をお願いいたします。

【令和5年分の申告で初めて受ける方の必要書類】

- ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②家屋の登記簿謄本または抄本
- ③工事請負契約書、売買契約書の写し
- ④家屋の新築または購入の年月日、家屋の新築工事の請負代金または購入対価の額及び家屋の床面積を明らかにする書類またはその写し
- ⑤各種補助金の金額や内容がわかるもの（支給決定通知書等）

【これまでに特別控除を受けている方で令和5年分についても受ける方の必要書類】

- ①住宅資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②税務署より送付されている住宅取得等特別控除証明書

○医療費控除を受けられる方

令和5年中に支払った申告者及び生計同一家族の医療費の合計が10万円（所得の合計額が200万円以下の方は、所得の合計額の5%）を超えた場合、医療費控除として超えた部分の金額を所得から控除することができます。

年間の支払金額をまとめた「医療費控除の明細書」の添付が必ず必要です。明細書の用紙は、国税庁ホームページでダウンロードするか、税務町民課でお渡しできます。なお、領収書の代わりに保険機関が発行する年間の医療費の通知を利用することができますが、一定の月までの記載しかない場合がありますのでご注意ください。

【準備するもの】

- ①医療費控除の明細書
- ②医療機関や薬局で発行された領収書
- ③介護保険施設の領収書（医療費控除該当分の記載があるもの）
- ④おむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」（6か月以上寝たきりなどの証明）が必要です。用紙が必要な方は税務町民課へお越しください。

※対象医薬品を1万2千円以上購入した場合に「セルフメディケーション税制」を受けることができます。ただし医療費控除との選択適用となります。なお、マスクや消毒液の購入費は、治療等の費用に該当しないため、医療費控除の対象外です。

○障害者控除を受けられる方

障害者手帳等をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けており一定の要件を満たす場合には、健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除が受けられます。認定書が必要な方は、健康福祉課福祉係（☎67-2132）にご相談ください。

▶問合せ先

寒河江税務署 ☎86-2244
音声案内後0番（確定申告のご相談）へ
税務町民課 税務係 ☎67-2107

令和5年度の申告相談も「完全予約制」です

令和5年度も待ち時間の解消と感染症拡大を防止し、安心して申告相談に起こしいただくため、「**完全予約制**」とします。

申告相談に来られる際は、12月28日発行のお知らせ板にて地区の相談日を確認いただき、申告日の前日まで電話等で「時間を予約」したうえでご来場ください。予約なしで来られた方は、その日の予約受付分終了後に受付いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

▶受付方法

事前予約（予備日だけでなく申告相談に来られる全ての方が、事前の時間予約が必要です）

▶予約期間

1月16日（火）～申告日の前日まで

▶予約方法

①電話予約：☎67-2107（平日の午前8時30分～午後5時）

②インターネット予約：町ホームページまたは下記二次元バーコードからアクセス可能

※電話予約は混み合いますので、できるだけインターネットでの予約をおすすめします。

▶相談時間

午前9時～午前11時30分 / 午後1時～午後3時（30分刻みで予約受付します）

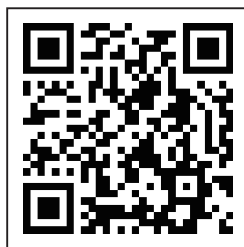
※時間ごとの受付人数には限りがあります

▶会場

開発センター ホール

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107



▲予約フォーム

<https://logoform.jp/form/eDFc/455161>

郵送等による申告受付について

申告書は、郵送でも受付しています。郵送で提出した方は申告相談への来場は不要です。なお、内容により、後日、確認等の連絡をする場合があります。

▶確定申告の方…所得税の納付や還付がある方

確定申告書を税務署へ郵送してください。用紙は、税務署窓口で取得、または国税庁ホームページからダウンロードしてください。また、e-tax（電子申告）による申告も可能です。

▶町県民税申告の方…所得税の納付や還付がない方

町県民税申告書を役場税務町民課宛てに郵送してください。用紙は担当課窓口で配布します。また、希望者には郵送しますので、問い合わせください。

▶どちらの申告になるかわからない方

状況等を聞き、該当と思われる用紙を送付しますので、下記へ問い合わせください。

※申告相談期間中は、職員が会場での対応となるため、問い合わせは1月中がスムーズです。

▶問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

寒河江税務署 ☎86-2244

音声案内後0番（確定申告のご相談へ）